

魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正について

(改正理由)

前払金、中間前払金制度の支払限度額の見直しを行うことにより、建設業者の資金繰りの改善や公共工事の円滑な施工確保を図るために所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

前払金及び、中間前払金制度の支払限度額を撤廃すること。(第34条関係)

(施行期日等)

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

この告示の規定は、令和元年10月1日以降に締結された契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。